

苅田町歴史博物館建築・展示基本設計に係る公募型プロポーザル評価要領

1 評価基準

評価の項目、配点及び基準は、別表「苅田町歴史博物館建築・展示基本設計に係る公募型プロポーザル評価基準」（以下、「評価基準」という）による。

2 評価の方法

- (1) 「苅田町歴史博物館建築・展示基本設計に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という）に基づく参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者（以下、「参加有資格者」という）を対象に、「苅田町歴史博物館建築・展示基本設計業務委託プロポーザル方式審査委員会設置要綱」に基づき設置する「苅田町歴史博物館建築・展示基本設計業務委託プロポーザル方式審査委員会」（以下、「審査委員会」という）が審査する。
- (2) 審査委員会は、一次審査として、参加者から提出された書類について書面審査を行う。
- (3) 審査委員会は、二次審査として、一次審査を通過した者を対象に、企画提案の評価に際して、ヒアリング審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を行う。
- (4) 審査委員会は、別表の「評価基準」に基づき企画提案書の内容を評価し、参加有資格者の評価点を決定する。
- (5) 審査委員会は、一次審査と二次審査の総合評価点により、受託候補者1者とその次点2者を選定する。
- (6) 評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は、審査委員会が審議して決定する。

3 審査の日程等

下記日程で第一次審査及び第二次審査を行う。

- (1) 一次審査： 令和8年3月上旬（日程は、後日通知）の実施を予定している。
- (2) 二次審査： 平成8年3月中旬の実施を予定している。

なお、二次審査の詳細な日時や場所については、一次審査の結果と併せて通知する。